

「人事労務担当者が知っておくべき年金の話」

講師 社会保険労務士・キャリアカウンセラー
貴場 恵子氏



税と社会保障の
一体改革

今までの社会保障は、高齢者の医療や年金に重きを置いた改革が行われてきました。しかし、現在は少子高齢化が急激に進んだり、非正規の労働者が増加するといった問題が起きているので、今のままの社会保障ではやっていけません。

税と社会保障の一体改革では、消費税率を引き上げて、引き上げた分を全世代の支援に回します。具体的には、医療・年金・介護・子育て支援の4つの分野に社会保障の改革をしようとしています。この改革の流れに沿って、年金についての改正が行われています。例えば、今までは厚生年金保険と健康保険は育児休業の人しか免除がありませんでした。現在は産休についても免除になっています。将来的には、低所得の年金受給者に対して、最高で一月五千円の生活支援を行ったり、年金の受給資格要件の二十五年を一気に十年

年金制度の仕組み

に短縮して、無年金者を少なくしようとするという改革を行おうとしています。このように、年金制度は今後大きく変わっていきます。

現役世代は、すべて国民年金の被保険者となります。高年齢になれば、基礎年金の給付を受けられます。会社員や公務員は、国民年金に加えて、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受けます。

国民年金の被保険者の種類

国民年金の被保険者	国内居住要件	年齢要件	国籍要件
第1号被保険者 (自営業、農業、大学生、無職等)	○ 海外在住でも 任意加入は可能	20歳以上 60歳未満	×
第2号被保険者 (会社員、公務員等)	×	×	×
第3号被保険者 (第2号に扶養されている配偶者)	×	20歳以上 60歳未満	×

厚生年金保険の
適用拡大

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険が適用拡大されました。(平成28年10月施行)

現行
1日又は1週間の所定労働時間及び1月の所定労働日数が正社員の概ね4分の3以上

改正後
1週間の所定労働時間が20時間以上
月額賃金8・8万円以上
勤務期間1年以上
従業員501人以上の企業

500人以下の企業は、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者へ

の適用拡大を可能とします。また、国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とされます。

公的年金の保険料

徴収された保険料は、将来自分が年金を受給するときに必要となる財源として積立てておくものではなく、その時の年金受給者の財源に充てられます。これを賦課方式といい、現役世代への仕送りに近いイメージです。

現役世代が高齢になって年金を受給する頃には、子どもなどその下の世代が納めた保険料から自分の年金を受け取るようになります。



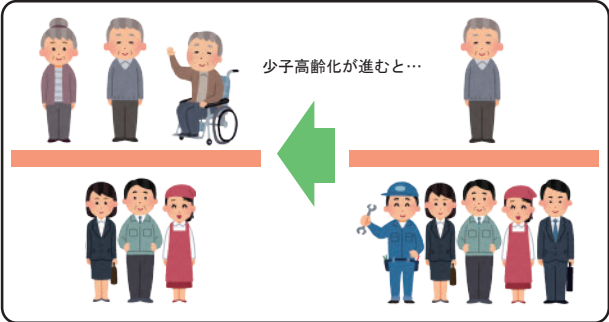
国民年金の保険料
(定額)

平成28年度 16,260円
平成29年度 16,490円
厚生年金保険の保険料
(定率)

平成28年9月
1000分の181.2

平成29年度 16,490円
1000分の183.00

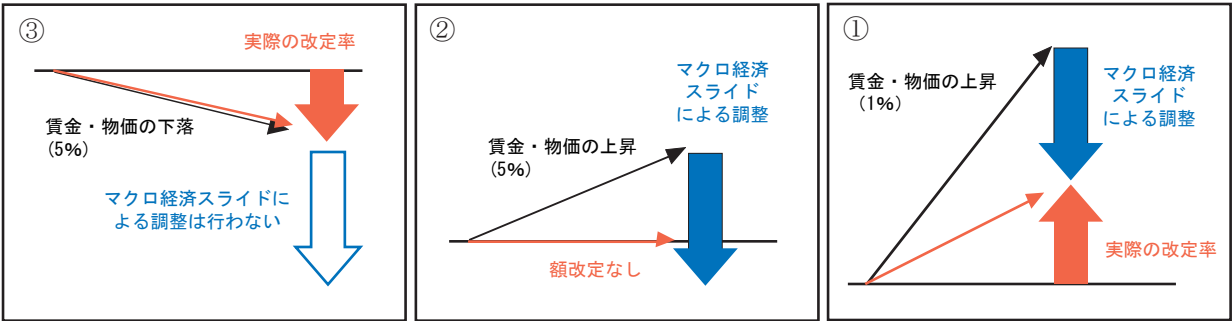
少子高齢化が進行すると、保険料を負担する現役世代の人数が減り、年金を受け取る高齢者の人数が増加しています。このため、賦課方式のもとで年金の給付水準を維持しようとすると、現役世代の保険料負担が増えてしまうことになります。



少子高齢化の解決策

少子高齢化の解決策として、保険料水準固定方式とマクロ経済スライドの導入が行われています。厚生年金及び国民年金の将来の保険料水準を固

定し、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整します。

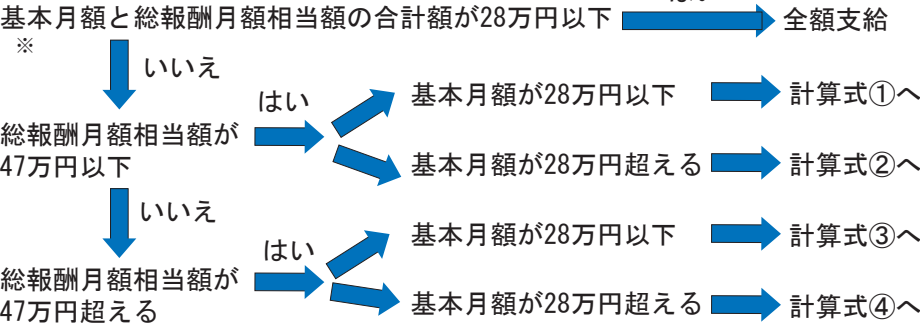


① 1%物価が上がると、年金も1%上げると言うのが本来の考え方ですが、それでは年金額を抑えられないので「賃金・物価の上昇」から「マクロ経済スライド」による調整」分を引きます。調整率は毎年度発表され、28年度は0・7%です。この数字は、現役の被保険者の人数と65歳の人の平均寿命から厚労省が計算しています。よって、例えば物価が1%上がっても、そこから0・7%が引かるので、年金は0・3%しか上がりません。

② 物価が0・5%しか上がらなかつた場合は、0・7%引いてしまうとマイナスになってしまう、物価が上がっているのに年金が下がることになってしまいます。したがって、この場合は年金額は据え置きになります。

③ 物価が0・5%下がったうえに、0・7%引かれると、1・2%のマイナスになり、年金受給者の生活が苦しくなるので、デフレの場合は、物価が下がった同じ率だけ年金が下がります。

65歳未満の老齢厚生年金の場合



働きながら老齢厚生年金を受け取る場合、賃金と年金額の合計額が一定の基準を超えた場合、老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止となります。

在職中の老齢厚生年金支払停止方法

年金支給月額

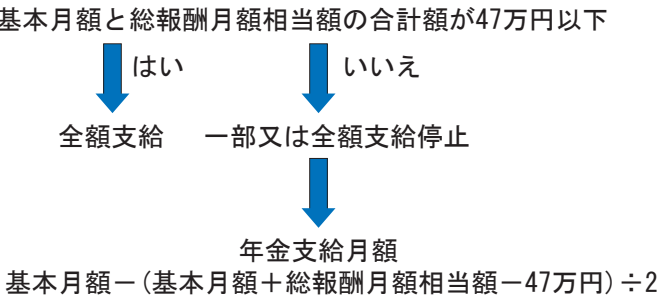
計算式①
基本月額 - (総報酬月額相当額 - 28万円) ÷ 2

計算式②
基本月額 - 総報酬月額相当額 ÷ 2

計算式③
基本月額 - ((47万円 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 47万円))

計算式④
基本月額 - ((47万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 47万円))

65歳以後の老齢厚生年金の場合



※基本月額…加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金の月額